

【悪魔】 電車の中で痴漢をした疑いで逮捕された男性が、被害を訴えた女性を民事で告訴したそうですね。どんな裁判なんですか？

【天使】 この事件では、多くの痴漢被疑事件と同様、男性の主張と女性の主張とが大きく異なっている。男性は、女性が電車の中で携帯電話をかけていたのを注意したところ、女性に逆恨みされ、虚偽の痴漢被害を訴え出られて逮捕された、と主張しており、女性のみならず、逮捕した警察や勾留請求をした検察に対しても国家賠償を求めている。ただ、警察や検察に対する請求は、地裁、高裁とも否定され、最高裁も上告を受理しなかったため、既に確定している。しかし、最高裁が、女性に対する請求について、女性の通話相手に対する証人尋問を高裁が行わずに男性の請求を棄却したことが審理不届であるとして、事件を高裁に差し戻し、高裁は証人尋問を含めて審理したうえ、再度男性の訴えを棄却した。なお、この間、女性は一貫して男性から痴漢被害を受けたと主張している。

【悪魔】 裁判の経緯だけでもずいぶん複雑な

# 悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第35話

## 痴漢冤罪と誣告の証明

事件ですけど、結局、痴漢行為それ自体はあったんですか、なかったんですか？

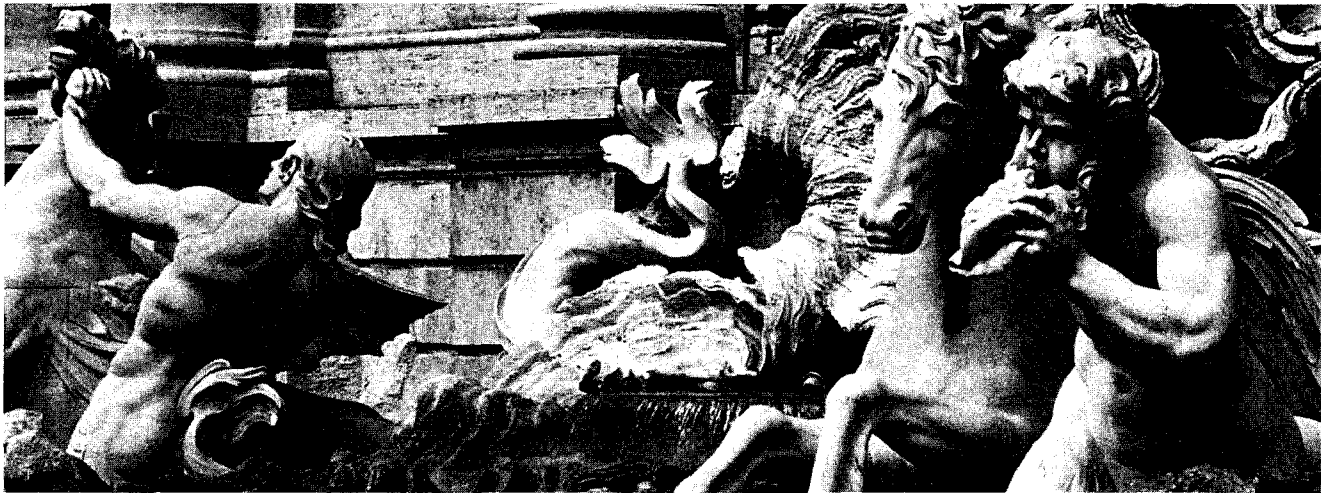
【天使】 刑事事件としての当初の痴漢被疑事件は、検察官の判断で不起訴となっており、裁判所による認定はされていない。一方、民事事件では、地裁および当初の高裁では痴漢行為があったと認定され、男性の賠償請求が棄却されたが、最高裁による差し戻しを受けた高裁では、痴漢行為があったと言うことは困難である、とされた。

【悪魔】 ちょっと待ってください。高裁も一度裁判をやり直して、痴漢行為はなかったと判断したんですよね。なのにどうして男性の賠償請求を認めなかったんですか？ 男性は何もしていないのに逮捕されたんでしょう。

【天使】 勘違いするな。高裁は、痴漢行為がなかったと断言することもできない、とも判示している。男性はこの裁判で、女性が虚偽の事実を警察に告げたため自分が逮捕された、と主張した。従って、男性が痴漢行為をしていなか

ったとしても、それだけでは本件の立証としては不十分であり、男性が痴漢行為をしていないことを女性が知っていたか、あるいは知らなかったことに過失があるにもかかわらず、男性を痴漢犯人として通報したことを示さなければならぬわけだ。

**【悪魔】** それはどう考えても男性に酷でしょう。女性の主張だと、男性が1分間くらい体を密着させて痴漢行為をしたということですけど、身動きできないほどの満員電車でない限り、体を密着させられたのに初めは気がつかなかったなんて、ほとんど考えられないですよ。それに、女性が痴漢行為をやめるよう男性に言ったことや、携帯電話を注意されて「痴漢行為をしたのに何を言っているのか」と言い返した、ということ、電話の相手は聞いていないとやり直しの高裁で証言したそうですね？ 第一、男性が刑事事件で取り調べを受けている時、女性が検察の呼び出しにあまり応じなかったのはなぜなんです？ 駅の外まで追いかけるほど腹を立てていた被害者の行動としては、ちよつと不自然じゃありませんか？



**【天使】** 痴漢被害事件については、十分な証明ができないために犯罪が横行する結果となってきた。通報が人違いであることが不法行為になるとすると、女性が被害を届け出るのを躊躇し、再び痴漢事件が増加する危険もないとは言えない。本件で女性が虚偽の申告をしたということになると、女性が誣告罪を犯したということになるが、そのような認定に慎重でなければならぬことも当然だろう。差し戻し後の高裁で証言した電話の相手も、すべてのやりとりを完全に記憶しているわけではないようであるし、高裁が賠償請求を認めなかったことは、そのような側面に対する配慮も含めて慎重な判断をしたのではなからうか。

**【悪魔】** そういうのを屁理屈って言うんですよ。人を犯罪者であると認定するのにそんなに慎重でなければならぬのなら、男性がこれまでされたことは一体何だったんですか？ 裁判が公平でなければならぬのは分かりますけど、男性側の証明責任を厳しくすれば公平になるわけでもないように思いますがねえ。